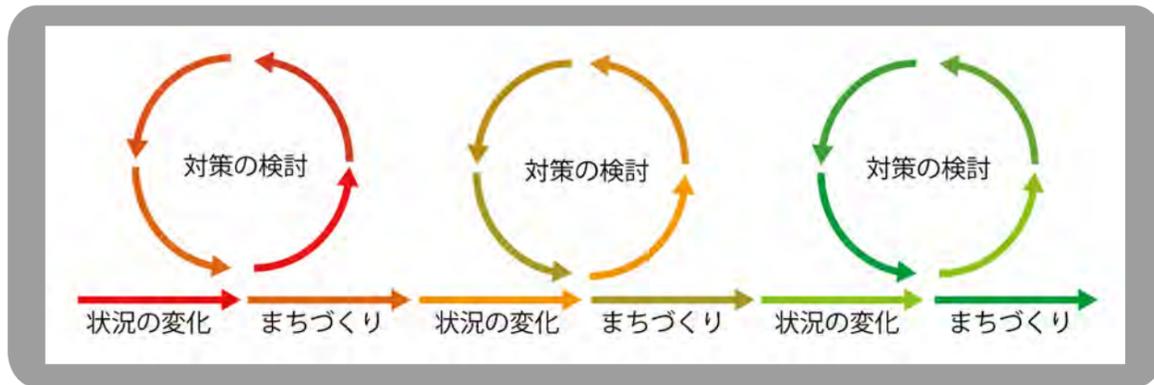


● 臨機応変なまちづくり

社会経済状況やまちの状況に対して、アジャイルな(必要に応じて臨機応変に対策を検討し、機動的かつ柔軟に取り組む)まちづくりを進めていきます。

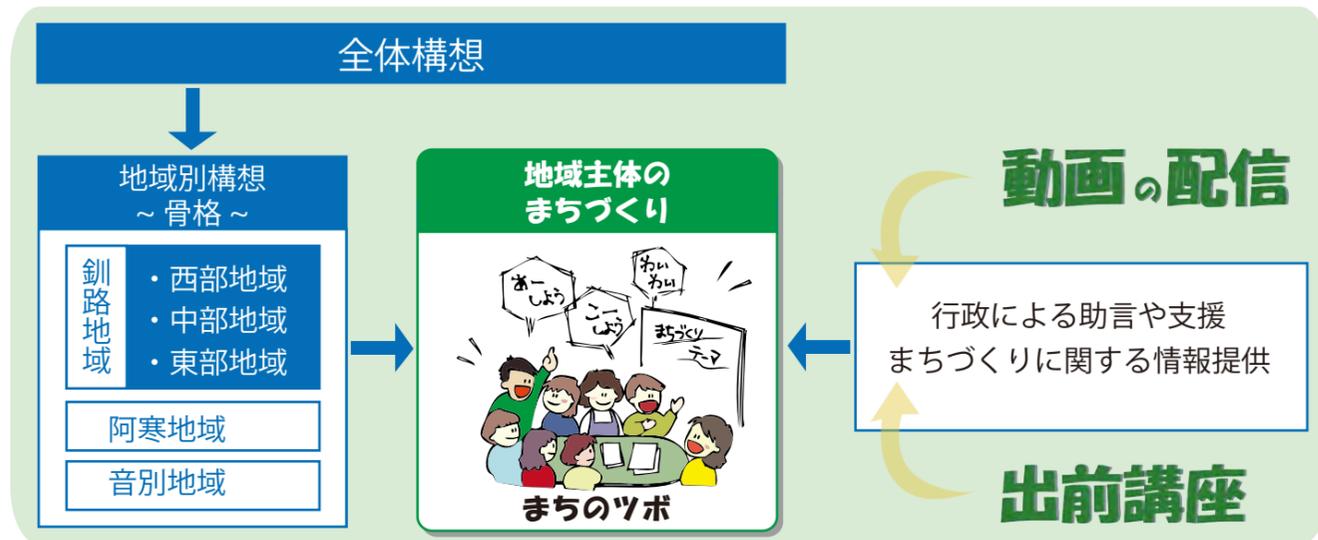


● 地域主体のまちづくり ～まちのツボ～

地域が主体となって「まちのツボ」を探しだし、地域の特徴を生かした個性あるまちづくりが行えるように、「地域別構想」を地域のまちづくりの骨格として位置づけ、行政による助言や支援、まちづくりに関する情報提供のサポートをしていきます。

～「まちのツボ」とは～

- 人体には、ある場所を刺激すると痛みが治まり、新陳代謝が高まるなどの相乗効果が期待できる「ツボ」があります。
- この人体の「ツボ」のように、刺激するとまち全体がイキイキする場所が「まちのツボ」です。
- 「まちのツボ」を押すのは、地域に住む住民や企業、市民団体などが考えられます。



● まちづくりを推進するための支援

本市では「地域づくり事業」など、魅力ある地域づくりを進めるための制度が設けられており、地域が主体となったまちづくりを推進します。

鉚路市都市計画課 〒085-8505 鉚路市黒金町7丁目5番地 TEL : 0154-31-4555 FAX : 0154-25-8149 MAIL : to-toshikei@city.kushiro.lg.jp	2021年(令和3年)3月18日策定 2022年(令和4年)3月18日改訂 第2次鉚路市都市計画マスタープランの本編やダイジェスト版は鉚路市ホームページよりダウンロードできます。
--	---

第2次鉚路市 都市計画マスタープラン 概要版

第1章 鉚路市 都市計画マスタープランの基本的な考え方

● 都市計画マスタープランとは

市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像、地域の整備課題に応じた方針、都市生活、経済活動を支える諸施設の計画などをきめ細かく、かつ総合的に定めるもので、都市計画の方針を示すものです。

● 計画策定の背景と目的

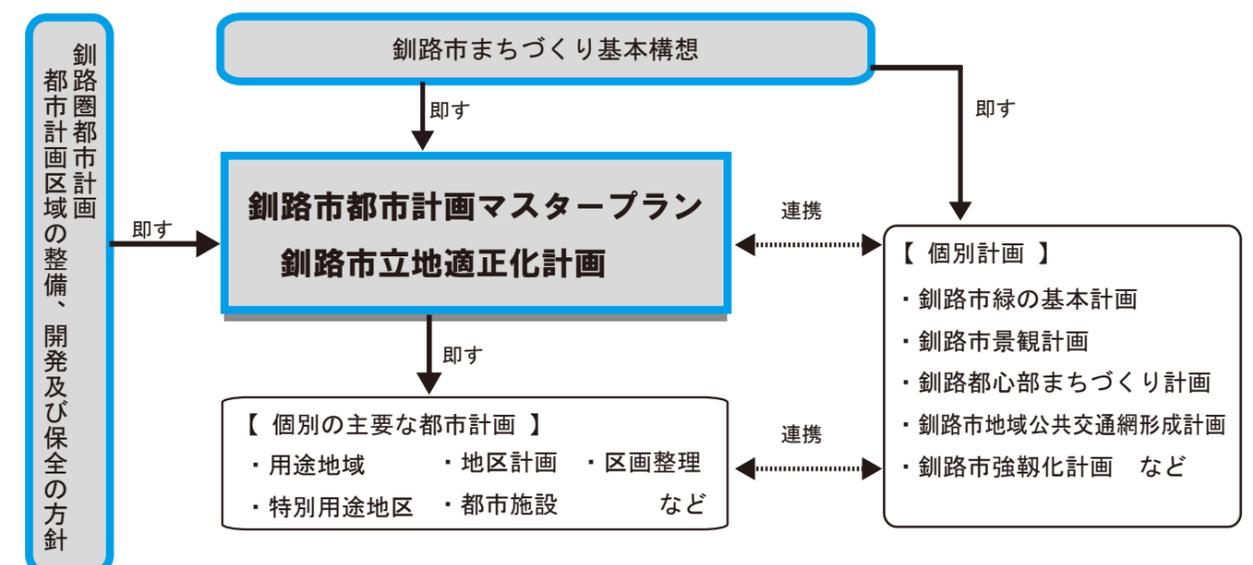
時期	経過
1992年(平成4年)6月	都市計画法改正による都市計画マスタープランの創設
2001年(平成13年)3月	鉚路市都市計画マスタープランの策定
2009年(平成21年)3月	鉚路市都市計画マスタープランの改訂(中間見直し)
2021年(令和3年)3月	第2次鉚路市都市計画マスタープランの策定
2022年(令和4年)3月	第2次鉚路市都市計画マスタープランの改訂(地域別構想の追加)

● 計画期間と対象区域、将来人口の設定

- ・ 2040年度(令和22年度)のまちの姿を描き、計画期間をおおむね20年間とします。
- ・ 社会経済情勢の変化などにより、必要に応じ見直しの検討を行うこととします。
- ・ 対象とする区域は、広域的かつ総合的に都市づくりを進めるため、行政区全体とします。
- ・ 2040年(令和22年)の将来人口は約12万5千人とします。

● 計画の位置づけ

鉚路市都市計画マスタープランは、本市の最上位計画である「鉚路市まちづくり基本構想」及び北海道の「鉚路圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。



第2章 全体構想

● まちの将来像

ゆったりと時の流れる大地に抱かれながら、
安らぎ、喜び、楽しみを感じてずっと暮らせるまち

● まちづくりの基本目標

(1) 安全で心地よく暮らせるまちづくり

(2) 豊かな自然を身近に感じる持続可能なまちづくり

(3) 産業を支えるまちづくり

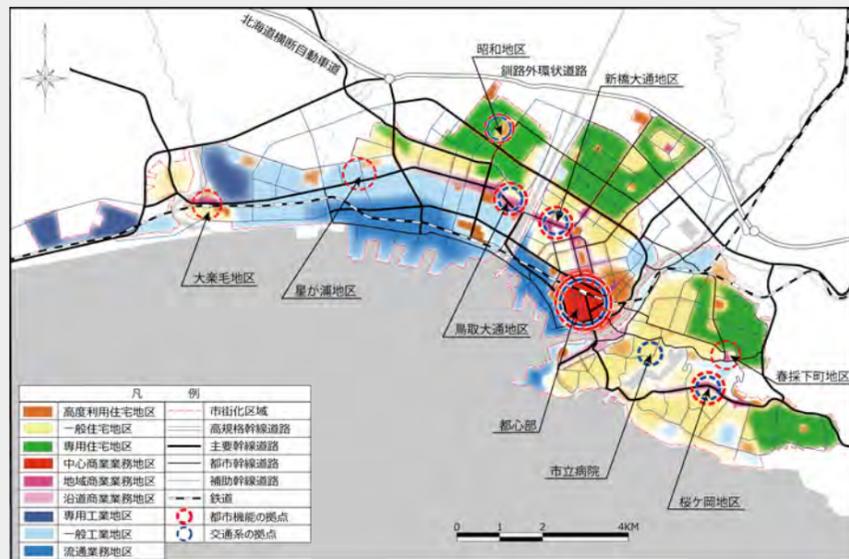
(4) 地域の価値が高まり多様な結びつきが生まれるまちづくり

● 都市計画方針

1 土地利用方針

- コンパクトなまちづくりと土地利用方針
- にぎわいと生活を支える土地利用(商業系)
- 豊かな住環境を実現する土地利用(住居系)
- 産業を支える土地利用(工業系)

【土地利用構想図】



2 交通体系整備方針

- 道路網
- 公共交通
- 港湾
- 空港
- 都心部における交通機能

3 緑(自然)の形成方針

- 面の緑
- 緑の大きな軸
- 身近な緑の拠点

4 景観形成方針

- 魅力的な景観の形成に向けて

5 その他の施設等整備方針

- 河川
- 下水道
- 水道
- ごみ処理施設
- 公営住宅
- その他の施設

6 都市防災方針

- 火災対策
- 震災対策
- 土砂災害対策
- 浸水対策
- 臨港地区防災対策
- 火山防災対策
- 避難路、輸送路、ライフラインの整備

● 都心部まちづくり

都心部においては、ひがし北海道の拠点都市にふさわしい都心機能の充実や魅力の向上、にぎわいの創出を目指します。

第3章 地域別構想

● 地域別構想とは

全体構想に示した整備方針を踏まえ、地域住民とともに地域の特性や課題を整理し、地域レベルのまちづくりの方針を定めるものです。

● 地域別構想の地域区分の考え方

釧路西部地域、釧路中部地域、釧路東部地域、阿寒地域及び音別地域の5地域に区分します。

【地域区分図】



【地域区分ごとの概要一覧】

都市計画区	地域区分	地域の面積 (市街化区域面積)	2020年(令和2年) 国勢調査人口	2020年(令和2年) 国勢調査人口割合
都市計画区域内	釧路西部地域	16,508ha (2,203ha)	46,648人	28.26%
	釧路中部地域	2,481ha (1,343ha)	59,667人	36.14%
	釧路東部地域	3,198ha (1,733ha)	52,696人	31.92%
都市計画区外	阿寒地域	73,925ha	4,390人	2.66%
	音別地域	約40,140ha	1,676人	1.02%
合計		136,329ha (5,279ha)	165,077人	100%

● 整備方針図

【釧路西部地域】



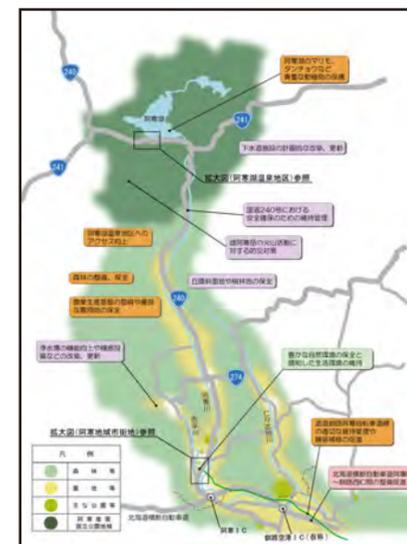
【釧路東部地域】



【釧路中部地域】



【阿寒地域】



【音別地域】

